

# 審 査 基 準

平成 23 年 2 月 2 日作成

法 令 名 : 道路交通法 ( 5 - 4 )
根 拠 条 項 : 第 49 条の 7 第 2 項
処 分 の 概 要 : 駐車の許可
原権者 ( 委任先 ) : 警察署長 ( 高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。 )
法令の定め : 千葉県道路交通法施行細則第 5 条 ( 昭和 35 年 12 月 20 日、公安委員会規則第 12 号 )
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標準処理期間 : 3 日 ( 行政等の休日は含まない。 )
申 請 先 : 駐車禁止道路を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課
備 考

## 別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

### 1 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

### 2 駐車する場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

- (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

### 3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

### 4 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- (1) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先
- (2) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲内